

○佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱

平成17年4月1日告示第107号

改正

平成28年11月1日告示第135号

令和2年10月1日告示第142号

令和6年10月31日告示第172号

佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、市の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格の申請に必要な要件)

第2条 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）の申請をすることができる者（共同企業体（2又は3の建設業者が一の場所において行われる建設工事を共同して請け負い、かつ、共同して施工する企業体をいう。第5条第1項において同じ。）にあつては、各構成員）は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる全ての要件に該当していなければならない。

建設工事の申請	<p>(1)入札参加資格審査の申請をする日（以下「申請の日」という。）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。</p> <p>(2)申請の日の属する年度の10月1日（以下「資格審査基準日」という。）直前の事業年度の終了する日を審査基準日とする法第27条の23第1項の規定の経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果について、法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）を請求していること。</p> <p>(3)入札参加資格を希望する建設工事の種類について資格審査基準日の直前2年間の各事業年度に完成工事高があること。ただし、市長が適当と認められた者については、この限りでない。</p> <p>(4)市町村税、都道府県税、消費税及び地方消費税（以下「市税等」という。）に未納がないこと。</p> <p>(5)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(6)佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する</p>
---------	--

	<p>暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7)申請の日現在において、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者を除く。）。</p>
<p>建設コンサルタント等の業務の申請</p>	<p>(1)次に掲げる業務の業種の区分に従い、当該区分に定める要件を満たしていること。</p> <p>ア 測量 資格審査基準日及び申請の日において、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。</p> <p>イ 建築コンサルタント 資格審査基準日及び申請の日において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。</p> <p>(2)建設コンサルタント等の業務の営業年数が資格審査基準日の前日まで引き続き1年以上経過していること。</p> <p>(3)入札参加資格を希望する測量業務、建築コンサルタント業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務について、資格審査基準日の直前1年間の営業年度において業務実績があること。ただし、建設コンサルタント業務の「道路部門」以外の20部門については、2年間の営業年度において業務実績があること。また、市長が適当と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(4)市税等に未納がないこと。</p> <p>(5)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(6)佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>(7)申請の日現在において、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条及び雇用保険法第7条の規定による届出の義務を履行していること（届出の義務がない者を除く。）。</p>

(建設工事の競争入札参加者の資格)

第3条 建設工事の入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき、法第2条第1項に規定する建設工事の業種ごとに付与するものとし、土木一式工事及び建築一式工事にあつてはA、B、C、D又はEの5等級のいずれかに、電気工事、電気通信工事、舗装工事、管その他の工事にあつてはA、B又はCの3等級のいずれかに格付けし、認定するものとする。

(1) 法の規定に基づく経営事項審査の項目及びこれらについての結果

- (2) 工事経歴
- (3) 市の発注した工事の状況
- (4) 労働福祉の状況
- (5) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(建設コンサルタント等の業務の競争入札参加者の資格)

第4条 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格は、次に掲げる事項を審査した結果に基づき、測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの5種類の業務について、それぞれ認定するものとする。

- (1) 資格審査基準日及び申請の日における登録状況
- (2) 建設コンサルタント等の資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度における業務実績等
- (3) 建設コンサルタント等の資格審査基準日及び申請の日における技術職員
- (4) 営業年数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(入札参加資格審査の申請)

第5条 建設工事の入札参加資格を得ようとする者は、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という。）を利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、市長に資格の申請を行うものとする。なお、共同企業体にあつては第2号、第3号、第5号、第7号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 総合評定値通知書（法第27条の29第1項の規定による通知に係るもの）の写し及び経営事項審査申請時の工事種類別完成工事高の写し
- (2) 建設業許可証明書
- (3) 建設業許可申請書、営業所一覧表（新規許可等）、営業所一覧表（更新）のいずれか（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (4) 市税等の証明書
- (5) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類（総合評定値通知書において確認ができない場合に限る。）
- (7) 委任状（法第3条第1項の規定により許可を受けた者の主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (8) 誓約書
- (9) 技術者名簿
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を得ようとする者は、システムを利用して必要事項を入力するとともに、次に掲げる書類を提出することにより、市長に資格の申請を行うものとする。

- (1) 希望する業種における登録証明書又は登録通知書（測量、建築コンサルタント、建設コンサルタント（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による登録を受けている建設コンサルタントをいう。）、地質調査業者（地質調査

業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定による登録を受けている地質業者をいう。）及び補償コンサルタント（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定による登録を受けている補償コンサルタントをいう。）に限る。第6条第4項第1号において同じ。）

- (2) 市税等の証明書
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書
- (4) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入が確認できる書類又は加入義務がないことを確認できる書類
- (5) 委任状及び常駐する配置職員を記載した書類（主たる営業所以外の営業所においても競争入札に参加しようとする場合に限る。）
- (6) 技術者一覧表及び技術者等経歴書
- (7) 誓約書
- (8) 決算書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（申請書記載事項の変更届）

第6条 前条の規定による名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき 相続人
 - (2) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
 - (3) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき 清算人
 - (4) 廃業並びに営業を停止及び休止したとき 本人（法人にあつては、その役員）
- 2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があつた場合、速やかにシステムを利用して市長に届け出るものとする。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 代表者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人
 - (4) 電話番号等連絡先
 - (5) その他必要な事項
- 3 有資格者の営業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合若しくは包括承継が行われた場合又は建設業若しくは建設コンサルタント等の業務を譲り受けた場合は、市長の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。
- 4 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく入札参加資格承継承認申請書に、営業の一切を承継したことを証する書類及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 建設工事にあつては建設業許可証明書、建設コンサルタント等の業務にあつては登録証明書
 - (2) 委任状（主たる営業所以外の営業所において競争入札に参加しようとする場合に限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタントの業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成11年佐久市告示第6号）又は浅科村の発注する建設工事及び建設コンサルタントの業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年浅科村告示第8号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年11月1日告示第135号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の佐久市の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等を定める要綱の規定は、平成29年2月1日以後の入札参加資格の申請について適用する。

附 則（令和2年10月1日告示第142号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和6年10月31日告示第172号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のそれぞれの要綱の規定は、令和7年6月1日から付与する入札参加資格の申請に適用する。ただし、施行日前に付与された資格に対する入札等参加資格審査については、なお従前の例による。